

議案第24号

日野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月11日提出

日野町長 近藤 宏

日野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

町内の介護支援専門員の減少後も、居宅介護支援事業所が安定的に居宅介護サービスを提供できるよう、厚生省令（平成11年厚生省令第38号）に合わせた人員基準への見直しを図る。

また、人員基準の見直しに合わせ同省令で定めるその他の基準（BCP（業務継続計画）の策定／虐待防止措置／ハラスメント防止措置／感染症対策）も新たな指定基準として盛り込み、本条例を全部改正する。

2 改正内容

（見直し事項）

○人員基準：介護支援専門員1人当たり担当上限数／月 35人→44人

※上限数引き上げにより介護報酬（居宅介護支援費（I））の算定を可能とし、事業所の経営安定化による安定的なサービス提供を図る。

（追加項目）

○その他の基準：BCP（業務継続計画）の策定、虐待防止措置、ハラスメント防止措置、感染症対策などを事業所運営規程に明記し運用することを指定基準として追加。

※介護報酬算定基準として厚生省令で定められているその他の基準を条例上の指定基準として明確化する。

3 施行期間

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

日野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

日野町指定居宅介護支援事業に関する条例(平成30年日野町条例第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、法に定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び当該法人の役員が同条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなつてから日から5年を経過しない者を含む。)であるものを除く。)とする。

(指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、指定居宅介護支援事業者の人員の人数及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)で定める基準をもって、その基準とする。ただし、同省令第29条第2項の規定中、「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えて適用する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。